

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

中小企業元気応援隊



事業の問題点を発見し、改善策を提案するアドバイザーチームを無料で派遣します。
 6月11日(月)～12月28日(金) 市内の中小企業20社。
 6月11日(月)から中小企業支援センター(中央区北1西2経済センタービル)で配布する応募用紙を6月11日(月)から持参、FAX。(先着)HP
【詳細】 中小企業支援センター(20) 5511
3次元CADの人材育成
 製造関連設計業務の技術者を育成する。
 9月5日(水)～10月26日(金)午前9時～午後5時。
 アルゴグラフィックス(北区北12西3N12ビル)。
 工業系の学校卒業生、CADの経験のある方など10人。
 7月21日(土)(必着)までにアルゴグラフィックス(707)5995で必要事項を確認の上、申し込み。選考あり。

【詳細】 産業企画課(21) 2379
**新規出店計画者に
商圏分析情報を提供**
 同業種の出店状況や人口・居住者構成などの情報を電子データで提供します。
 市内の中小企業者。
 6月1日(金)から中小企業支援センター(中央区北1西2経済センタービル)で配布する応募用紙を随時持参、FAX。
 HP
【詳細】 中小企業支援センター(20) 5511

税金

△家屋の实地調査に協力を
 今年、家屋(車庫・物置を含む)を新築・増築・改築した方を対象に、家屋の实地調査を行います。この調査は、固定資産税の評価額を算出するためのもので、間取りや使用資材を見せていただきますので、ご協力ください。
△バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税を減額
 平成19年4月1日～22年3月31日に、自己負担額が30万円以上で、一定の要件を満たすバリアフリー改修を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。対象は65歳以上の方、要介護認定または要

不動産の公売(入札)

市税の滞納により差し押さえた不動産の公売を行います。
 7月3日(木)午後1時20分。市役所12階会議室。
 ※当日は印章と公売保証金が必要です。中止する場合がありますので、事前に必ずご確認ください。

種類	所在地	見積価額	公売保証金	備考
① 更地823平方 [㎡]	南区藤野2の6	1,215.5万円	122万円	雑木・倒木
② マンション(店舗) 122.74平方 [㎡]	中央区北3西7	276.2万円	28万円	空室、管理費未納
③ マンション(店舗) 27.64平方 [㎡]	北区新琴似8の1	70万円	7万円	空室、管理費未納
④ マンション(店舗) 180.24平方 [㎡]	東区北20東1	938万円	94万円	所有者使用中
⑤ マンション50.96平方 [㎡]	白石区中央1の7	58.4万円	6万円	居住、管理費未納
⑥ マンション60.45平方 [㎡]	白石区菊水元町3の1	160.3万円	17万円	居住
⑦ マンション36.92平方 [㎡]	千歳市文京1	88.9万円	9万円	居住、管理費未納
⑧ マンション46.62平方 [㎡]	豊平区平岸1の16	99.6万円	10万円	空室、管理費未納
⑨ マンション43.85平方 [㎡]	豊平区平岸4の9	79.3万円	8万円	居住、管理費未納
⑩ 更地494平方 [㎡]	南区舞舞2の5	487.9万円	49万円	要整地
⑪ 土地1,627.88平方 [㎡] 、建物103.68平方 [㎡]	手稲区稲穂2の5	2,904.3万円	291万円	居住

【詳細】 ①②は滞納整理課☎211-3081、③は中央区納税課☎231-2400内278、④は北区納税課☎757-2400内238、⑤⑥は白石区納税課☎861-2400内266、⑦は厚別区納税課☎895-2400内268、⑧⑨は豊平区納税課☎822-2400内322、⑩は南区納税課☎582-2400内274、⑪は手稲区納税課☎681-2400内267、HP

7月2日(月)は市・道民税(第1期分)の納期限です
固定資産税・軽自動車税の納付はお済みでしょうか
 市税は納期限までに納めてください。

支援認定を受けている方、障がいのある方が居住する住宅(賃貸や、その他の減額措置を受けているものを除く)です。工事完了後3カ月以内に申請が必要です。詳細はお問い合わせ下さい。
【詳細】 区役所(1階)の課税課
△インターネット公売
 市税の滞納により差し押さえた置物、花瓶などをインターネット

介護保険
 △サービス利用に係る各種減額・減免の更新
 介護保険サービスを利用する場合、利用者は掛かった費

保険・年金

【詳細】 納税指導課(公売専用)☎(21) 2265
アドレス www.city.sapporo.jp/citytax/index.html
申請期間 6月1日(金)午後1時～14日(木)午後5時。
公売期間 6月19日(火)午後1時～21日(木)午後0時30分。

用の1割や食費などを原則負担することになりますが、所得の低い方など一定の要件を満たす場合、減額・減免が受けられます。
 なお、現在認定証をお持ちの方も有効期限が6月末ですので、お早めに申請願います。
減額・減免制度 ①負担限度額認定 ②介護保険施設などに入所(短期入所)した際に支払う食費・居住(滞在)費を軽減(17年度の税制改正での高齢者非課税措置の廃止により利用者負担段階が2段階以上上がる方については、負担額が本来より低い金額となる場合があります)、②社会福祉法人利用者負担額減額 ③社会福祉法人などから減額対象のサービスを受ける際、特に生計が困難な方や17年度の税制改正の影響により利用者負担段階が第3段階から第4段階になる方などについては、利用者負担額を軽減、③旧措置入所者の利用者負担の特例 ④介護保険制度が始まる前から特別養護老人ホームに入所していた方は、以前の負担を上回らないように1割の利用者負担と食費・居住費を軽減、④障がい者訪問介護減額 ⑤利用者負担が19年6月末時点で3%の方は、19年7月から20年6月末までの間6%(20年7月からは10%)に、また、障害者自立支援法によるサービ